

高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知県共同募金会定款第9条及び第23条の規定に基づき、高知県共同募金会（以下「本会」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員等とは、理事の中から常務理事に選定された者をいう。）については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、本会の業務を行う場合に、一般職員の例により、費用弁償としての旅費を支給する。ただし、旅行雑費は、1日につき定額2,000円を支給する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、監事については、同号に定める費用弁償のほか、第4条に定める報酬を支給する。

(常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 常務理事に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じて定める額とする。

- (1) 報酬月額については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める算式により算出される額

(監事の報酬の算定方法)

第4条 監事の報酬は、別表第3に定める額とする。

(常務理事の旅費の算定方法)

第5条 常務理事が法人業務を行うために出張したときは、一般職員の例により、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常務理事に対する報酬等の支給方法は、一般職員の例による。

- 2 監事に対する報酬等は、当該業務に従事した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常務理事に就任した者については、その日から報酬を支給する。

- 2 常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常務理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程において、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則(平成30年3月27日)

- 1 この規程は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第1は平成29年4月1日から、改正後の報酬等規程別表第2は平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の報酬等規程を適用する場合には、この規程による改正前の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程に基づいて支給された常務理事の報酬等は、改正後の報酬等規程による常務理事の報酬等の内払いとみなす。

附 則(平成31年3月27日)

- 1 この規程は、平成31年3月27日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第1は平成30年4月1日から、改正後の報酬等規程別表第2は平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の報酬等規程を適用する場合には、この規程による改正前の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程に基づいて支給された常務理事の報酬等は、改正後の報酬等規程による常務理事の報酬等の内払いとみなす。

附 則(令和2年3月26日)

- 1 この規程は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第2は令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の報酬等規程を適用する場合には、この規程による改正前の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程に基づいて支給された常務理事の報酬等は、改正後の報酬等規程による常務理事の報酬等の内払いとみなす。

附 則(令和4年3月29日)

- 1 この規程は、令和4年3月29日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第2は令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月28日)

- 1 この規程は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第2は令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の報酬等規程を適用する場合には、この規程による改正前の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程に基づいて支給された常務理事の報酬等は、改正後の報酬等規程による常務理事の報酬等の内払いとみなす。

附 則(令和6年3月26日)

- 1 この規程は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 この規程による改正後の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程(以下「改正後の報酬等規程」という。)別表第1は令和5年4月1日から、改正後の報酬等規程別表第2は令和5年12月1日から適用する。

- 3 改正後の報酬等規程を適用する場合においては、この規程による改正前の高知県共同募金会役員及び評議員報酬等規程に基づいて支給された常務理事の報酬等は、改正後の報酬等規程による常務理事の報酬等の内払いとみなす。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

常務理事の報酬

月 額	324,300 円
-----	-----------

別表第2

常務理事の賞与

6月の賞与	報酬月額×1.1（役職加算）×1.162×在職期間に応じ定める割合
12月の賞与	報酬月額×1.1（役職加算）×1.163×在職期間に応じ定める割合
1 賞与は、6月1日及び12月1日に現にその任にある常務理事に支給する。	
2 在職期間に応じ定める割合は、一般職員の期末手当の例による。	

別表第3

監事の報酬

区 分	日 額
事業報告及び決算の監査を行ったとき	9,000 円
税理士資格を有する監事が計算書類等の事前監査を行ったとき	40,000 円